

堺市頑張る中小企業応援補助金交付要綱

令和2年7月27日制定
令和2年11月1日一部改正
令和3年3月26日一部改正

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市頑張る中小企業応援補助金（以下、「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、新しい生活様式に伴う変化に対応すべく、新型コロナウイルスの影響下における国の中小企業向け緊急対策事業の中核である「中小企業生産性革命推進事業」に取り組む市内中小事業者の前向きな投資を促進することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 補助対象事業等

（1）補助対象者は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- ①補助金の申請時点において、本市内に本社、本店又は主たる事業所を有する中小企業者又は、小規模事業者及び補助対象事業において要件を満たす特定非営利活動法人
- ②市税を滞納していない者
- ③堺市暴力団排除条例（平成24年堺市条例第35号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しない者
- ④公的資金の交付先として社会通念上適正であると市長が認める者

（2）補助対象事業は、国の中小企業生産性革命推進事業のうち、次の各補助金（以下、「国補助金」という。）の対象事業とする。ただし、国補助金の交付申請が令和2年度中に行われ、令和2年7月27日以降に交付確定がなされたもののうち、令和3年3月31日までに国への実績報告がなされたものに限る。

- ①令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金（一般型）
- ②令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）
- ③IT導入補助金2020（令和元年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業）
- ④IT導入補助金2020（特別枠）（令和2年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業）

（3）補助対象経費は、（2）の①から④に掲げる各国補助金に係る国の補助対象経費と同一とする。

5 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で別表のとおりとする。

6 補助金の交付の申請

（1）補助事業者は、堺市頑張る中小企業応援補助金交付申請書（様式第1号）を令和4年2月28

日までに、市長に提出しなければならない。

(2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

- ①役員情報届出書（様式第2号。法人の場合に限る。）
- ②補助対象事業に係る国の実績報告書類の写し
- ③補助対象事業に係る国の交付額の確定通知書の写し
- ④発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（個人事業者は、個人事業の開業・廃業届出書の写し、又は税務署の受付印が押印された直近の確定申告書の確定申告書B第一表。）
- ⑤納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税（個人事業者の場合は、直近の年度に係る市民税・府民税）の納税証明書（非課税の場合は、（非）課税証明書。ただし、第一期決算未達の場合は申立書。）
- ⑥誓約書（様式2号の2）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

7 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 規則の指定に従うこと。

8 実績報告

規則第13条の規定に基づく実績報告書の提出については、これを省略するものとする。

9 補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知

市長は、堺市頑張る中小企業応援補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、補助金の交付を申請した者（以下、「申請者」という。）に交付決定及び補助金額の確定の通知を行うものとする。

10 交付申請の取下げ

申請者は、第9の規定による補助金の交付決定の通知を受けた日から30日以内に交付の申請を取り下げることができる。

11 補助金の交付

- (1) 補助金は、第9の規定による補助金の額の確定後交付する。
- (2) 補助事業者は、堺市頑張る中小企業応援補助金交付請求書（様式4号）に堺市頑張る中小企業応援補助金交付決定兼確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して15日以内に、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

12 重複の除外

市長は、申請者が補助対象事業と同一の事業内容で、本市から補助金等の資金助成の交付決定を受けた場合は、本補助金の補助対象から除外する。

13 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附則

この要綱は、令和2年7月27日より施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の堺市頑張る中小企業応援補助金交付要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の堺市頑張る中小企業応援補助金交付要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附則

この要綱は、令和3年3月26日より施行する。

別表（第5関係）

補助対象事業	補助金の額
第4（2）①に規定する事業 （事業再開枠を除く。）	当該補助対象事業において、国の補助金額（以下「国補助額」という。）に $9/40$ を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。
第4（2）②に規定する事業 （事業再開枠を除く。）	<p>（1）補助対象事業の補助率が$2/3$の場合は、国補助額に$9/40$を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。</p> <p>また、複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同事業の場合、「1事業者当たりの国の補助上限額に$9/40$を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）×連携小規模事業者等の数」とする。</p> <p>（2）補助対象事業の補助率が$3/4$の場合は、国補助額に$1/5$を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。</p> <p>また、複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同事業の場合、「1事業者当たりの国の補助上限額に$1/5$を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）×連携小規模事業者等の数」とする。</p>
第4（2）③に規定する事業	国補助額に $3/10$ を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。
第4（2）④に規定する事業	<p>（1）補助対象事業の補助率が$2/3$の場合は、国補助額に$9/40$を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。</p> <p>（2）補助対象事業の補助率が$3/4$の場合は、国補助額に$1/5$を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。</p>